

明石市公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公衆浴場 男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場（法第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。以下同じ。）であつて、地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として使用されるものをいう。
- (2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
- (3) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。
- (4) 原湯 浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (5) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で、浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。
- (6) 上り用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (7) 上り用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (8) 浴用の水及び湯 浴槽水、原湯、原水、上り用湯及び上り用水をいう。

(設置場所の配置の基準)

第3条 法第2条第3項の規定により条例で定める一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、法第2条第1項の規定により許可を受けた他の一般公衆浴場から最短直線距離で220メートル以上離れていることとする。ただし、市長が土地の状況、人口の密度等により、公衆浴場の設置が公衆衛生上特に必要であると認める場合は、この限りでない。

(公衆浴場について講ずべき措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定により一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱衣室については、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 照明設備を設け、規則で定める照度を保つこと。
 - イ 脱衣に支障のない温度を保つこと。
 - ウ 男女各脱衣室は、規則で定める床面積が確保されていること。ただし、一の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室にあつては、この限りでない。
 - エ その他規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 浴室については、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 前号アに掲げる基準を満たすこと。
 - イ 入浴に支障のない温度を保つこと。
 - ウ 男女各浴室は、規則で定める床面積を確保し、天井には適当な勾配を設ける等天井から水滴が落下しないようにすること。ただし、一の家族その他の団体ごとに専用で利用させる浴室にあつては、この限りでない。
 - エ その他規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 浴用の水及び湯については、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 原湯、原水、上り用湯及び上り用水は、汚水を再利用しないこと。
 - イ 浴用の水及び湯は、規則で定める基準を保つこと。
- (4) 一般公衆浴場の風紀については、次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 脱衣室及び浴室その他の入浴設備（以下「浴室等」という。）は、男女を区別し、その境界に隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通しのできないようにすること。ただし、一の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室及び浴室等（以下「家族風呂等」という。）については、男女を区別する構造とすることを要しない。
 - イ 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、家族風呂等に入浴する場合であつて、規則で定める要件に該当するときは、この限りでない。
- (5) その他規則で定める一般公衆浴場の入浴者の衛生及び風紀に係る措置の基準に適合すること。

2 法第3条第2項の規定によりその他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱衣室については、次に掲げる基準に適合すること。

ア 前項第1号ア及びイに掲げる基準を満たすこと。

イ 男女各脱衣室は、適当な広さの床面積が確保されていること。ただし、一の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室にあっては、この限りでない。

ウ その他規則で定める基準を満たすこと。

(2) 浴室については、次に掲げる基準に適合すること。

ア 前項第2号ア及びウに掲げる基準を満たすこと。

イ 温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等に設けられた浴室には、規則で定める構造の浴槽を設けること。

ウ その他規則で定める基準を満たすこと。

(3) 浴用の水及び湯については、前項第3号ア及びイに掲げる基準に適合すること。

(4) その他の公衆浴場の風紀については、次に掲げる基準に適合すること。

ア 脱衣室及び浴室等（水着の着用を義務付けている浴室等を除く。以下この号において同じ。）は、男女を区別し、その境界に隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通しのできない構造にすること。ただし、規則で定める脱衣室及び浴室等については、男女を区別する構造とすることを要しない。

イ 水着を着用して入浴する場合又は家族風呂等に入浴する場合であって、規則で定める要件に該当するときを除き、10歳以上の男女を混浴させないこと。

(5) その他規則で定めるその他の公衆浴場の入浴者の衛生及び風紀に係る措置の基準に適合すること。

3 市長は、衛生上又は風紀上特に必要があると認めるときは、前2項に規定するもののほか、特別の措置を命ずることができる。

4 建築物が特殊な構造である場合、土地の状況その他建築上やむを得ない理由がある場合又は浴槽内の温水を使用しない等特殊な入浴の形態のため第1項又は第2項に掲げる基準により難しい場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。